

第3節 対象事案の解決のための手続

(第32条 第39条)

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、それをサポートするための相談体制を整備することとしていますが、当事者間で解決が困難であるときに備えて、第3節(第32条～第39条)に助言又はあっせんの手続を規定しています。

障害のある人等から助言又はあっせんの手続の申立てがなされた後、知事による事実の調査を経て、障害のある人の相談に関する調整委員会が助言又はあっせんを行います。同委員会による助言又はあっせんでは解決に至らない特に悪質な事案については、知事による勧告や公表がなされる場合もあります。

障害者差別解消法では、この条例のように新たな紛争解決手続を整備するのではなく、既存の紛争解決手続を活用・充実させることで、障害を理由とする差別に関するトラブルの解決を図っていかうとしています(32-0)。

32-0 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

[抄]

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第32条（助言又はあっせんの申立て）

（助言又はあっせんの申立て）

第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの申立てについて定めたものです。

この条例において、「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

この条例に規定する助言又はあっせんの手続は、裁判外で障害のある人に対する差別に絡んだ紛争を解決しようとする手続ではありますが、障害のある人からの申立てがあれば、その相手方は手続に参加しなければならないこと、助言案又はあっせん案を受諾しない者に対して、知事が勧告することができ、さらに、正当な理由なく勧告に従わない者を公表することができる点として、通常の裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続）とは異なっています。

<< 第1項・第2項関係 >>

この申立てを行うに当たっては、特定相談を必ずしも行う必要はありません。ただし、実務的には、早期にかつ円滑に事案の解決を目指すに当たって、まずは地域相談員又は広域専門相談員へ相談することが望まれます。

申立てができる「関係者」として、障害のある人又はその家族が申立てを行うことが難しい場合に、申立てを障害のある人本人やその家族の代わりに行う後見人、障害者団体、ボランティア等を想定しています。また、これら以外の第三者であっても、助言・あっせんの手続に責任をもって対応することが確認できるのであれば、その者の申立てを妨げるものではありません。

障害のある人を特定できないような一般的な障害のある人に対する差別の問題については、申立てをすることはできません。なぜなら、差別を受けたとされる障害のある人を特定しないことには、助言案又はあっせん案を提示し解決を図ることができないためです。

なお、一般的な障害のある人に対する差別の問題については、特定相談（131頁参照）を行うことができます。

県民からの申立てに関する規定は、長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（32-1）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

32-1 長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和53年長崎県条例第30号）〔抄〕

（知事への申出）

第9条 県民は、この条例の定め違反する事業活動により又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の利益が不当に害されていると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

<< 第3項関係 >>

「行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行」とは、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立て等ができる事案については、他の救済手段があるため、この条例に基づく助言又はあっせんの申立てではなく、それぞれの法令に基づく手続をとるよう規定したものです。

具体的な事例としては、行政不服審査法（32-3-1）に基づく不服申立てのほか、農地法第53条第2項（32-3-2）の規定に基づく不服申立て、警察法第79条（32-3-3）の規定に基づく苦情の申出等が挙げられます。

32-3-1 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）〔抄〕

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第4条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

(1)～(11)〔略〕

2 〔略〕

（処分についての審査請求）

第5条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

(1) 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

(2) 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第1号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

(1) 処分庁に上級行政庁がないとき。

(2) 処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。

(3) 前2号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

32-3-2 農地法（昭和27年法律第229号）〔抄〕

（不服申立て）

第53条 〔略〕

2 第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

3・4 〔略〕

32-3-3 警察法（昭和29年法律第162号）〔抄〕

（苦情の申出等）

第79条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 〔略〕

第33条（事実の調査）

（事実の調査）

- 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。
- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
 - 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
 - 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に係る者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
 - 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【解説等】

この条は、事実の調査について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

「事実の調査」とは、申立ての内容、障害のある人に対する差別が事実か否かといった事実確認等の委員会が助言案又はあっせん案をまとめるに当たって必要となる情報について、収集・整理を行うことを指します。

<< 第2項関係 >>

地域相談員及び広域専門相談員による事実の調査への協力を求めているのは、助言・あっせんの申立てが特定相談を経た上で行われている場合には、その案件について事情を熟知する地域相談員又は広域専門相談員の協力を得ながら調査を行うことが効率的であるためです。

また、特定相談を経していない場合であっても、地域相談員又は広域専門相

談員の協力を得ることにより、対象事案関係者への聞き取り等が円滑に行われることが想定されるため、このように規定しています。

なお、実務的には、地域相談員又は広域専門相談員に特定相談がなされた場合においては、それらの者は特定相談を受けての業務として、関係行政機関への通告等や申立てに関する援助を行うことになるため、知事の要請を待つまでもなく、事実の調査に協力することが当然に想定されることです。

<< 第3項関係 >>

広域専門相談員の段階において、県に代わって事実の調査が行えることとするための規定です。

<< 第4項関係 >>

第2項で記載している理由と同様に、地域相談員の協力が必要となることから、設けている規定です。

<< 第5項関係 >>

「対象事案関係者」とは、第一義的には、障害を理由とした差別を受けたとされる者及び差別をしたとされる者です。なお、障害のある人本人が申立てを行うことができず、その家族その他の関係者が申立てを行っている場合には、それらの者も対象事案関係者に含まれます。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

以上のほか、刑法（33-5）等の法律の規定により、守秘義務違反に対する罰則が課せられている場合も正当な理由に当たります。

なお、刑法上の違法性阻却事由である「正当な理由」としては、本人の同意がある場合、医師が患者の様態について他の医療関係者に医療の業務遂行のために告知する場合等があると解されています。

33-5 刑法（明治40年法律第45号）〔抄〕

（秘密漏示）

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

<< 第 6 項関係 >>

調査を行うに当たっては、不信感を抱かれないよう、求めに応じて身分証を提示することを規定しているものです。

行政からの照会であると偽り個人情報を収集するような事例が全国的にも散見されることから、調査員の身分を保障すると同時に、調査の円滑な協力を仰ぐため、このような規定を設けています。

<< 第 7 項関係 >>

このような立入調査については、行政上の監督、法令の執行等の必要から行われるものであって、憲法第35条（ 33-7）を踏まえ、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」との解釈規定が置かれることが通例となっています。

33-7 日本国憲法

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第34条（助言又はあっせん）

（助言又はあっせん）

第34条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんについて定めたものです。

<< 第1項関係 >>

知事は、申立てを受けて事実の調査を行い、その結果を委員会に通知し、委員会による助言・あっせんの手続を開始するよう求める規定です。

知事は、助言・あっせんの手続を委員会に求めるにとどまり、自ら助言・あっせんを行うこととはしていません。

これは、中立・公平な観点から、助言・あっせんの必要性の判断等は全て委員会が行うことが適当であるとの判断により、このように規定しているものです。

<< 第2項関係 >>

委員会は、次の場合には、助言・あっせんを行いません。

助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき。

「助言又はあっせんの必要がないと認めるとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案の内容が解決した場合、虚偽に基づく申立て等の対象事案が発生していないことが明白である場合等が挙げられます。

「対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき」としては、裁判所において係争中の事案又は判決により権利関係が確定している事案、事実があった日から3年を経過している事案（民法第724条援用）（34-2）に該当する場合等が挙げられます。

なお、行政不服審査法その他の法令に基づいて不服申立てができる事案については、第32条第3項の規定により、そもそも助言・あっせんの申立てができないこととなっています。

34-2 民法（明治29年法律第89号）〔抄〕

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

委員会は、第33条の規定に基づく事実の調査の結果を踏まえて、申立てをした障害のある人の側とその相手方双方の事情等を総合的に検討して、双方が受入れ可能な助言案又はあっせん案を提示することとなります。

検討すべき事情としては、次のものが挙げられます。

申立てをした障害のある人の側の状況

- ・ 障害の特性や程度
- ・ 合理的配慮の提供を求めている場合は、その要求の妥当性 など

申立てられた相手方の状況

- ・ 合理的配慮の提供を求められている場合は、「社会的に相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の有無
（具体的には、相手方の経済状況、人員等を検討。）
- ・ 「客観的に正当かつやむを得ない特別な事情」の有無
（具体的には、相手方の技術力や経済状況等を検討。）
- ・ 対象事案が発生するまでの差別解消に向けた取組状況 など

差別が問題となった同種の事案の解決方法

<< 第3項関係 >>

委員会は、第2項の規定により、助言・あっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告することとしています。

<< 第4項関係 >>

委員会は、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要があることから、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明・意見を聴くとともに、資料の提出を求め、詳細な調査を行うことができるよう、このような規定を設けています。

障害者差別解消法には、「報告の徴収」についての規定があります（34-4）。

この条例に規定する説明・意見の聴取又は資料提出が助言又はあっせんの手続の一環として行われるのに対して、障害者差別解消法に規定する報告徴収は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）です。

34-4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第35条（勧告）

（勧告）

第35条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

【解説等】

この条は、勧告について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

勧告は、基本的に障害を理由とした差別をしたとされる者（助言・あっせんの申立ての相手方）に対して行われますが、障害を理由とした差別を受けたとされる者（助言・あっせんの申立てを行った者）に対する勧告を否定するものではありません。

委員会が様々な事柄を総合的に検討して、相手方に可能な限りの対応を求める助言・あっせん案を提示したにもかかわらず、障害を理由とした差別を受けたとされる者が相手方に執拗に無理難題を求める場合には、障害を理由とした差別を受けたとされる者に対して助言・あっせん案を受諾するよう勧告する場合もあり得ます。

<< 第2項関係 >>

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための手段として用意しているものです。

そのため、知事は、障害のある人の相談に関する調整委員会から勧告を行うよう求められた場合であっても、対象事案関係者の状況等を慎重に検討した上で、勧告の必要性について判断することが求められます。

勧告は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（35-2-1・2）であるため、長崎県行政手続条例（35-2-3）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、勧告に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の

聴取（第37条）を行うこととしています。

35-2-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」にとどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

35-2-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
2 〔略〕

このような勧告の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（35-2-4）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

35-2-4 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（勧告）

第22条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は既存特定生活関連施設の所有者若しくは管理者が第20条第1項又は第2項の規定による指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

差別禁止部会の意見（35-2-5）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、勧告が検討されるべきとの記載があります。

35-2-5 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

障害者差別解消法にも、勧告についての規定があります（35-2-6）。

障害者差別解消法に規定する勧告とこの条例に規定する勧告とでは、その趣旨や役割に違いがあり、前者は、対応指針に定める事項について主務大臣が行うもの（政令により県が行うこととなる可能性もある。）であります。後者は、当事者の間での話し合いによる解決を図ることができなかった特に悪質な事案に対して行われるものです。

35-2-6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

〔抄〕

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第36条（公表）

（公表）

第36条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

【解説等】

この条は、公表について定めたものです。

対象事案については、障害のある人となない人との間で、話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本にしており、公表は、特に悪質な差別があったと思われる事案を解決するための最終手段として用意しているものです。

そのため、知事は、公表するに当たっては、対象事案関係者が勧告に従わなかった理由等を慎重に検討した上で、公表の必要性について判断することが求められます。

公表は、条例の実効性を確保するためのものですが、処分性を有しないと解されるもの（36-1）であるため、長崎県行政手続条例（36-2）に基づく聴聞手続の対象とはならず、行政不服審査法等による不服申立ての対象にもなりません。

しかしながら、公表が、勧告に従わない場合の最終的な対応であり、その効果として、社会的制裁の機能を有することから、勧告と同様に、公表に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取（第37条）を行うこととしています。

36-1 行政手続法の施行に当たって（平成6年9月13日総管第211号 総務事務次官通知）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

第一 総則的事項

一 行政処分と行政指導との区分の考え方

1 〔略〕

2 法令の規定に基づき行われる行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する個別法の解釈により行われるものであるが、参考のため、判断に際しての考え方の大筋を示すと以下のとおりであること。

(1) 〔略〕

(2) 法令の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 〔略〕

イ 処分性を有しないと解されるもの

a 「求める」に該当する用語が、「勧告する」「助言する」「指導する」「依頼する」「要請する」と規定されるもの

（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

b 〔略〕

c 行政庁の行為に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」とどまるもの

（例）見やすい表示をすべき指示（国民生活安定緊急措置法第6条第2項、第3項）

d 〔略〕

(3) 〔略〕

二 〔略〕

36-2 長崎県行政手続条例（平成7年長崎県条例第47号）〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

(3) 〔略〕

(4) 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ～ニ 〔略〕

(5)～(8) 〔略〕

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ～ニ 〔略〕

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 〔略〕

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で勧告に従った措置を採ることができない場合、入院・倒産等により勧告に従った措置を採ることができないことがやむを得ない場合等が挙げられます。

このような公表の規定は、長崎県福祉のまちづくり条例（36-3）等においても規定されているものであって、条例の内容に応じて規定が設けられるものです。

36-3 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）〔抄〕

（公表）

第23条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

差別禁止部会の意見（36-4）においても、紛争解決の実効性を図る仕組みとして、公表が検討されるべきとの記載があります。

36-4 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（平成24年9月14日 障害者政策委員会 差別禁止部会）〔抄〕

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/pdf/bukai_iken1-1.pdf

第3章 紛争解決の仕組み

第4、第三者が関与する解決の仕組み

1、紛争解決の仕組みに求められる機能

先に述べたように紛争解決に当たっては当事者間での自主的な紛争解決が望ましいが、解決の受け皿がないことによって、障害に基づく差別事案の多くが放置されてきたことに鑑みると、中立・公平な第三者が当事者間に関与する仕組みを設けることで、紛争の円満な解決を促進することが求められる。〔略〕

1)・2) 〔略〕

3) 実効性の担保

以上述べたように、紛争解決の仕組みにおいては、相談及び調整の機能を始めとして調停等の機能が求められるが、特にこの調停等の機能を発揮する上で、

その実効性を担保することが求められる。例えば、事実調査に関する協力義務や出頭等の手続に協力する義務を課すことや、一定の解決を見たにもかかわらず、相手方が任意にこれを履行しない場合、あるいは、明らかに差別に該当する行為が認定され、しかも、事案が悪質であると認められるような事案については勧告ないし公表を行うなどの解決の実効性を図る仕組みが検討されるべきである。

2 〔略〕

第37条（意見の聴取）

（意見の聴取）

第37条 知事は、第35条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

【解説等】

この条は、意見の聴取について定めたものです。

勧告（第35条）又は公表（第36条）に際しては、手続の慎重を期して、あらかじめ意見の聴取を行うこととしています。

「代理人」とは、勧告又は公表がなされようとしている対象事案関係者に代わって、本人の名において自己の意思決定に基づき意見の聴取の手続に関する行為をする者のことをいいます。なお、代理人がその権限の範囲内でした行為の効力は、本人に及ぶこととなります。

「正当な理由」としては、天災等対象事案関係者に責任が問えない理由で協力ができない場合、入院等により協力ができない場合等が挙げられます。

第38条（助言又はあっせんの手続の終了）

（助言又はあっせんの手続の終了）

第38条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

- (1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- (2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

【解説等】

この条は、助言又はあっせんの手続の終了について定めたものです。

<< 第1項関係 >>

助言又はあっせんの手続は、次の場合に、終了となります。

- 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。
- その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

「受諾したとき」とは、助言案・あっせん案を受け入れることを意思表示したときであり、その内容に基づく措置の履行確認までを委員会が行うものではありません。

「助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき」としては、助言・あっせんの申立てが行われた後に和解が成立して対象事案が解決した場合等が挙げられます。

<< 第2項関係 >>

委員会は、助言・あっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告することとしています。